

報道関係者 各位

令和4年8月4日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 高橋 智

主任地方賃金指導官 服部 一夫

電話番号 052(972)0258

## 愛知県最低賃金の改正について

- 愛知地方最低賃金審議会（会長 中山恵子）は、本年7月1日(金)、愛知労働局長(局長 代田雅彦)から愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日(8月4日(木))、愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額955円を31円引上げ、時間額986円に改正決定する旨の答申を行いました。(裏面参照)
- この答申を受けて愛知労働局長は、本年10月1日から効力が発生(予定)するよう異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「愛知県最低賃金」です。

「特定最低賃金」については、今後、同審議会において改正決定の審議が行われます。

## 「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和 4 年 8 月 4 日答申

	現行最低賃金額	答申最低賃金額			参 考
	効力発生日 令和 3 年 10 月 1 日	効力発生予定日 令和 4 年 10 月 1 日	引上額	引上率	前年の 引上額
時間額	955 円	<b>986 円</b>	<b>31 円</b>	<b>3.25 %</b>	28 円

(参考)

- 1 愛知県の事業所数は、344,883 事業所、従業者数は 4,070,473 人です。  
(令和 3 年経済センサス-活動調査 速報集計 第 1 - 1 表 2021 年 6 月 1 日  
調査)
- 2 愛知労働局ホームページにおいても情報提供しています。